

十名上

者ハニ

省電古  
王別ニ

及申

ト

ければ我々の歩合は全額き高の五分にしかならない。もし之に當難すれば一割を支給することは言をまたない。然しながら之を上げなければ我々労働者に出来難い高率のものであるから、無理にして一日十六時間も十八時間も勤めてかる。景氣でもよければ同じ苦しいことでも力マンも出来ぬが、今日の如き場合は、全然自己の生活を保護する收入の道とはならない。

斯て考へらるゝ事は、基本料金制度は、全く會社のみ都合のよい規則で、寧ろ我々には疲労と、飢渴とを與へる鍵則に過ぎない、之れ我々が反対し然して働き高に對する一割は歩合制度を要求する次第である。

### 得点制度とは何ぞ

前記の如き我々の永い勞働時間の場合、假借なく、酷使する。然も此の如き制度は分業制の現今に於て存在するは、時代錯誤も亦甚だしい。掃除は掃除係をおけば好いではないか、會社の利益の爲めには、澤山の員が遊んでゐるのに、何で我々に之をなさむ必要がある。出來ない事をなさめて得点を與ふると稱し、我等に課すべきならざる餘分の仕事を一寸でも手落ちすれば減点し、然して惡縛にも百点が消滅すれば、「自然退社」などつたものどなし、退職手當も何にも出さない具合にしてゐる。

日本の法律である民法の六百一十七條には、「解雇する場合：二週間前に豫告一する様な規定がある、然らば會社は明かに日本民法を無視し、反対者の行為でなくして何ぞ。」

螺々たる轉勤命令 又會社は何かの都合で我々を甲營業所から乙、丙、丁の營業所へ

轉勤させる、我々は、ようやく一家を支へてゐる貧乏者である、一度移轉すれば澤山の費用がかかるのである。我々の運転手は、數かぎりなく行われてゐる。

### 親愛なる乗客諸君よ

我々は以上の如く會社の慘忍から逃れんとして、今争議をしてゐる。苦しい自己り生活を我が等として、會社と戦つてゐる、實用の紅白二線の車は今東京中を走つてゐないが、どう自動車會社を反省せしめる我々の運動と精神とを全うせしめて戴きたい。

### 親愛なる運轉手諸君よ

我々は今、全市運轉手界の幸福と向上との爲めに戰つてゐる、惡縛なるかゝる制度は永久に我等運轉手の生命を被殺するものである。我等は、どうにかして此の不當なる労働條件を打破し、生活の改善を期する決心である。何卒兄弟は、會社の奸策や、引張策に乗らないで、此の要求と目的の貫徹するまで、紅白二線の自動車を東京市中に疾走せしめざらん事を。

### 全市労働者諸君

我々は、一勞働者として自覺したる最初の戰ひである、日給制度の確立と奴隸制度の廃止の爲めに、我等は戰つてゐる。我等の戰ひを後援せられん事を。

大正十四年七月十日

日本労働  
同盟 自動車労働組合  
實用自動車從業員一同

芝園三田四國町二（電話高輪三二九〇）

